

東文間保育園運営規程

(事業所の名称等)

第1条 (利根福祉会) が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 東文間保育園
- (2) 所在地 茨城県北相馬郡利根町中谷 1005-1

(施設の目的及び運営方針)

第2条 東文間保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 28人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 18人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 4人

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（第7条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）第7条に規定する時間において、保育を提供する。
- (2) 食事の提供
- (3) 一時預かり事業
- (4) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

- [1] 園長 1名（常勤専従）
園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
- [2] 主任保育士 1名（常勤専従）
主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。
- [3] 保育士 12名（常勤専従11名、非常勤1名）
保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- [4] 調理員 2名（常勤専従1名、非常勤1名）
献立表の作成整理、給食調理員業務、炊具食器の整備保管等の給食業務に従事する。

[5] 嘴託医・嘴託歯科医は入所児の健康診断、入所児並びに職員の健康相談、園舎の衛生管理に関する助言指導を行う。

2 前項に掲げるもののほか、運営上必要と認めるときは、その他の職種を配置することができる。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時から16時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(3) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時から午後7時までとする。

土 午前7時から午後6時までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 第1項に定めるもののほか、別表に掲げる当園の教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第11条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘴託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第14条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第15条 この規定に定めるもののほか、保育所の管理に必要な事項は、施設長がその都度定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

平成28年4月1日第3条利用定員を50名に改定する。

平成29年4月1日第7条開所時間を改定する。

平成30年4月1日第7条開所時間を改定する。

平成31年4月1日第3条利用定員を60名に改定する。

令和3年4月1日第3条利用定員を50名に改定する。

令和5年4月1日第3条利用定員を40名に改定する。

令和6年4月1日第3条利用定員を50名に改定する。

別 表
延長保育

保育時間及び延長料金一覧表

保育標準時間

月曜日～金曜日 午前7時～午後6時

延長保育 時間前活動	一斉保育	延長保育 時間前活動	延長保育			
			50円	50円	100円	100円
7:00	8:00	16:00	18:00	18:30	19:00	19:30

土曜日 午前7時～午後6時

延長保育 時間前活動	一斉保育	延長保育 時間前活動				
			18:00			
7:00	8:00	16:00				

保育短時間

月曜日～金曜日 午前8時～午後4時

延長保育	一斉保育	延長保育									
		無料	50円	50円	50円	50円	50円	50円	100円	100円	
7:00	7:30	8:00	16:00	16:15	16:30	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30

土曜日 午前8時～午後4時

延長保育	一斉保育	延長保育					
		50円	50円	50円	50円		
7:00	7:30	8:00	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00

一時預かり保育

病気やけが、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合ご利用できます。育児による疲労やストレスなどを感じた方もご相談ください。（子育て中のリフレッシュ等の理由による利用もできます。）

対象児童

生後おおよそ6ヶ月～就学前の児童（ご相談に応じます）

町内に在住する児童、及び保育を担当する方が町内に在住もしくは通勤する方の児童。

定員

一日 2名 （その他、緊急1名）

保育時間

月～金曜…午前8時00分～午後4時00分の間の保育が必要な時間

※ 土・日曜・祝日、お盆、年末年始はお休み

※ 園の行事などで保育できない場合があります。

利用料金

基本時間（8時00分～午後1時00分）1,200円 追加（30分）150円

午後短時間利用の場合は（30分）200円

対象児の昼の給食を希望する方は200円（主食を含みます。おやつ代の徴収はなし）

お申し込み

初回ご利用の方は、登録が必要となります。登録申込書に必要事項をご記入の上ご提出ください。登録の済んでいる方は利用日の申込ができます。（前月の第3月曜日より月単位で事前申込を受け付けます。）

詳しくは保育園にご連絡ください。 TEL0297-68-2303

その他

※ その日の利用人数によっては、お断りすることがあります。

※ お子様の送迎は保護者の方が責任を持ってお願いします。

※ 除去食（アレルギー等）を必要とするお子様はお弁当を持参していただきます。

※ ミルクを必要とする方は各自にてご用意いただきます。

※ お子様に薬を飲ませるなどの、医療行為はいたしません。

その他の費用の種類

① 納食副食費（3歳以上）4,500円

② 園児服 約4,400円

③ 体操服上下 約3,190円

②③の購入に関しては類似したもの、家庭にあるものの利用も可。